

予土線サイクルトレイン利用促進事業委託業務 仕 様 書

1 事業目的

愛媛県南予地域（宇和島市、松野町、鬼北町）及び高知県西部地域（四万十市、四万十町）を運行している予土線サイクルトレインや、予土県境の観光スポット等に係る魅力について、メディア等を通じ広く発信する。

2 事業期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

3 事業費

1,114,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託業務

予土線サイクルトレインを利用したモデルコースの作成及び情報発信

ターゲット：都市部に居住している人やしまなみ海道を訪問するインバウンドのサイクリスト（初級～中級）、観光客

①モデルコースの作成

- ・サイクルトレインをメインに、サイクリングで周遊可能なスポットでモデルコースを作成すること。
- ・愛媛県南予地域（宇和島市、松野町、鬼北町）及び高知県西部地域（四万十市、四万十町）の全ての市町を含み、1日で周遊可能なモデルコースを2つ作成すること。

2つのモデルコースは、以下のターゲットに合わせて作成すること。

- （1）マイ自転車を持参のサイクリスト
- （2）レンタサイクル利用者または観光客

②モデルコース及び周辺のスポット情報を発信

予土線サイクルトレインのHPにモデルコースを掲載し、コースの紹介や魅力を発信すること。

③インフルエンサーを招聘したサイクリングモニターツアーの実施

- ・それぞれモデルルートに適したインフルエンサーを1名ずつ招聘すること。
- ・インフルエンサーは、走行したモデルコース、訪問した登録スポットの魅力や情報などをインフルエンサー自身のSNS等を用いて国内外に発信すること。

④留意事項

- ・招聘するインフルエンサーの選定、連絡調整に係る一切のディレクション業務を実施すること。
- ・HP掲載用に作られた素材は、著名人の肖像権をはじめとするその他すべての権利に左右されることなく、未来永劫使用できるものとする。

5 成果品の提出

(1) 提出物

①実績報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。同報告書には、視聴率等に基づき、本業務全般を通じた広報の効果を記載するほか、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

・種類等：紙媒体（1部）及びデータ

(2) 提出先

予土県境地域連携実行委員会サイクルトレイン担当

（愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局

自転車新文化推進課サイクルツーリズム推進グループ）

なお、実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(3) 提出期限

令和8年2月28日

6 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、実行委員会に帰属する。

(2) 権利関係の処理

- ①成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ②受託者又は実行委員会が従前から所有していた映像等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、実行委員会と受託者で協議のうえ処理することとする。

7 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行するうえで、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

8 その他留意事項

- (1) 受託業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、実行委員会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ実行委員会と協議のうえ処理するものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、協議会と協議を重ねながら、適正に履行すること。特に、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作等、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。電動アシスト自転車（E-BIKE 等）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用する等、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。また、交通法規に関わる内容（例：制作する素材の交通違反の有無）は、法令を確認するとともに必要に応じて協議会と協議しながら慎重に進めること。
- (4) 各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者等へのアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- (5) 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て協会に移転すること。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (9) 本業務に係るアポイントメント、調整、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初委託金額に含む。
- (10) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会が承諾した場合はこの限りでない。